令和８年１０月１６日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由　利　本　荘　市　農　業　委　員　会

由利本荘市農業委員会総会（令和８年第１１回）議事録

１．開催日時　　令和８年１０月１６日（金曜日）午前１０時５０分

２．開催場所　　本荘由利広域行政センター「学習ホール」

３．出席委員（１８名）

２番	齋　藤　　誠	１３番	菅　原　文　克
３番	佐　藤　源　樹	１５番	尾留川　正　敏
４番	佐々木　純　一	１６番	加　藤　三　敏
７番	佐　藤　　崇	１７番	小　野　晃　一
８番	伊　東　金　一	１８番	畑　山　留美子
９番	伊　藤　純　二	２０番	畠　山　典　雄
１０番	石　井　健　一	２２番	板　垣　利　明
１１番	佐々木　　亨	２３番	佐々木　善　永
１２番	井　上　博　美	２４番	冨　樫　公　一

４．欠席委員（６名）

１番	吉　田　真　大
５番	豊　島　靖　喜
６番	真　坂　和　都
１４番	三　浦　徳　也
１９番	巴　　寛
２１番	佐　藤　角　栄

５．議事日程第１号　　令和８年１０月１６日（金曜日）　午前１０時　開会

第　１．議事録署名委員指名
第　２．会議書記任命
第　３．会期決定
第　４．報告第　６号　農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に基づく農地転用許可不要の件
第　５．議案第７９号　農地法第３条の規定に基づく使用貸借権設定の件
第　６．議案第８０号　農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件
第　７．議案第８１号　農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件
第　８．議案第８２号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
第　９．議案第８３号　農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
第１０．議案第８４号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について

６．本日の会議に付した事件
議事日程第１号のとおり

７．出席した事務局職員

事務局長	柴　田　浩　樹	次　　長	小　松　幸　月
農政班長	三　保　　敦	農地班長	二　見　真　之
主席主査	渋　谷　　淳	主　　査	池　田　　弘
主　　査	小助川　　洋	主　　査	小　野　友紀子
主　　査	佐　藤　弘　輝		

８．総会議長
　　冨　樫　公　一

９．議事録署名委員
　　７番　佐　藤　　崇　　８番　伊　東　金　一

10．会議の概要
○議長
　これより令和８年１０月７日公示招集されました、令和８年第１１回農業委員会総会を開会いたします。
　出席委員は、委員総数２４名中１８名であります。
　１番吉田真大委員、５番豊島靖喜委員、６番真坂和都委員、１４番三浦徳也委員、１９番巴寛委員、２１番佐藤角栄委員より欠席の届け出があります。
　出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
　本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。
　本日の提出案件は、報告第６号、ならびに議案第７９号から議案第８４号までの計７件であります。

○議長
　それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。これにご異議ございませんか。
　　【「異議なし」の声あり】

　ご異議ないものと認めます。
　よって、本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。

○議長
　日程第１、「議事録署名委員指名」を行います。会議規則第１３条の規定に基づき、議事録署名委員に、７番佐藤崇委員、８番伊東金一委員の両名を指名いたします。

○議長
　日程第２、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長
　日程第３、「会期決定」の件を議題といたします。
　お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日１日限りと決して、これにご異議ございませんか。
　　【「異議なし」の声あり】

　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日１日限りと決定いたしました。

○議長
日程第４、報告第６号「農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に基づく農地転用許可不要の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（報告第６号について、規則改正により一定の農業用施設は許可不要となり、申出内容を現地確認の上、周辺農地への影響がないと判断し、土地改良区からも意見なしとの回答を得ているため、事務局長専決で許可不要とし通知する旨、報告する。）

○議長
報告第６号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長
日程第５、議案第７９号「農地法第３条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第７９号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長
議案第７９号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第７９号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第７９号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第６、議案第８０号「農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８０号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第８０号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８０号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８０号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第７、議案第８１号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第８１号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第８１号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８１号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第８１号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第８、議案第８２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の１番から３番につきましては、１３番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

（菅原文克委員退席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第８２号１番から３番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８２号１番から３番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８２号１番から３番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８２号１番から３番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第８２号１番から３番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
（菅原文克委員着席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
引き続き、議案第８２号を議題としますが、本議案の４番と５番につきましては、私が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき退席し、１８番畑山留美子会長職務代理者と議長を交代いたします。
暫時休憩いたします。
（冨樫会長退席）
（畑山会長職務代理者　議長席着席）

○議長（会長職務代理者）
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第８２号４番と５番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８２号４番と５番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長（会長職務代理者）
議案第８２号４番と５番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８２号４番と５番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付し

て、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第８２号４番と５番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
（畑山会長職務代理者　自席着席）
（冨樫会長　議長席着席）

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第８２号６番から５９番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８２号６番から５９番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長
議案第８２号６番から５９番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８２号６番から５９番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第８２号６番から５９番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長
日程第９、議案第８３号「農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局
（議案第８３号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。
申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第２条の農地に該当しない旨を説明する。）

○議長
議案第８３号の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、１３番菅原文克委員。

○１３番・菅原文克委員
（議案第８３号について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第２条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。）

○議長
ご苦労さまでした
議案第８３号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８３号は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第８３号は、農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
【市農業振興課担当者着席】

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
日程第１０、議案第８４号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について」を議題とし、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。
【市農業振興課担当者（内容説明）】

○市農業振興課
議案第８４号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見について」ご説明いたします。
はじめに、経緯を説明いたします。
農業経営基盤強化法は、効率的かつ安定的な農業経営者を育成し、これらの農業経営者が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。
この法律では、県が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方針を作成し、それに即して市が基本構想を策定することにより、認定農業者制度や認定新規就農者制度、利用権設定等促進事業などが実施されていました。
基本方針は、概ね５年ごとに今後の１０年間を見通して定めるもので、今回は令和８年３月に秋田県の基本方針の見直しが行われたことから、市の基本構想を変更するものです。
市の基本構想の見直し内容については、配布しております資料「基本的な構想の見直しについて」に記載されている主な２つの項目です。順に説明いたします。
１つ目は、「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成」について、市の目標人数を変更するものです。資料の新旧対照表６ページの（２）アをご覧ください。県は基本方針で「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づき、農業の持続的発展に向け、新規就農者を年間３３０人確保することを目標としましたが、市でも直近５年間の新規就農者数や相談者数など、現状を加

味した上で、年間目標人数を１０人としました。
２つ目は、利用権設定等促進事業に関する規定の見直しです。資料の新旧対照表の８ページをご覧ください。これまで基本構想では、市が作成する「農用地利用集積計画」に基づき、「利用権設定等促進事業」を位置付けておりました。しかし法改正により、「農用地利用集積計画」から、農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」を活用する仕組みに変更されました。
このため、「利用権設定等促進事業」に関する規定（２）から（１０）までを削除し、「地域計画推進事業」として位置付けるとともに、地域計画の推進や農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を進める内容へ整理しております。
以上の内容については、別冊資料に基本構想の新旧対照表と原文の案を掲載しておりますのでご確認くださいますようお願いします。
見直しの内容につきましては以上の説明になります。

○議長
議案第８４号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問。ご意見ございませんか。
【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
お諮りいたします。議案第８４号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異義ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。
よって議案第８４号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。
暫時休憩します。
【農業振興課担当者退席】

○議長
休憩前に引き続き、会議を再開いたします
この際、お諮りいたします。
今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

（午前１１時２０分）

由利本荘市農業委員会総会会議規則第１３条第１項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総　会　議　長　　冨　　樫　　公　　一

議事録署名委員　　佐　　藤　　　崇

議事録署名委員　　伊　　東　　金　　一